

## 話題提供等

- ・秋田地区河川防災ステーションについて……………1
- ・流域タイムラインについて……………7
- ・デジタル・マイ・タイムラインについて……………8
- ・多段階浸水想定区域図公表に向けて……………11
- ・『特定都市河川』の指定について……………12

# 【雄物川】秋田地区河川防災ステーションの整備について

東北地方整備局

- 雄物川下流域では、平成29年7月、平成30年5月洪水で家屋等の浸水被害が発生しています。
- 秋田地区河川防災ステーションは、雄物川下流域の洪水被害を最小限とするため、治水施設の連携操作、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要な緊急用資材の備蓄、ヘリポート等の整備を行うとともに、緊急車両基地や秋田市が水防センターを設置するなど、災害時の活動拠点としての利活用するなど計画しています。



# 河川防災ステーションの役割

- 洪水時に河川管理者が行う災害復旧活動の拠点として整備するもので、大半は市町村が行う水防活動の拠点（水防センター）を併設しています。
- 土砂やブロックなどの緊急用資材を備蓄しておくほか、ヘリポートや災害対策車両の待機場所なども確保しています。
- 平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用が期待される施設です。

## <災害時>

- 被災箇所の復旧工事のための材料備蓄
- 排水ポンプ車など災害対策車両、防災ヘリの拠点
- 水防活動の拠点（水防団）



## <平常時>

- 地域のコミュニティースペースとして活用
- 水防活動の訓練などに利用
- 防災学習の場や川の情報発信拠点



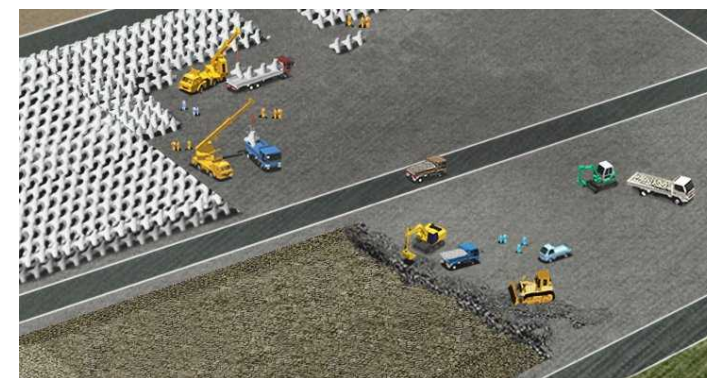
# 秋田地区河川防災ステーション ～ 整備後のイメージ ～



水防活動の拠点（水防センター）



ヘリポートや緊急車両の待機場



災害復旧活動の拠点

# 秋田地区河川防災ステーション登録伝達・確認書署名式を開催

- 秋田市と東北地方整備局が国土交通本省に対して申請していた「**秋田地区河川防災ステーション**」の整備計画が登録されたことから、**秋田市への登録の伝達式**を行いました。
- また、秋田地区河川防災ステーションについて、事業者である**秋田市と秋田河川国道事務所**が連携し、円滑に整備を進められるよう**確認書の署名式**を開催しました。

日○時: 令和4年4月25日(月)  
 時○間: 13:30~14:30  
 出席者: 秋田市長、  
 東北地方整備局河川部長、秋田河川国道事務所長  
 会○場: 秋田市役所 4階 会議兼応接室



登録証を手にする市長(左)と河川部長(右)



署名式の様子(左:市長、右:事務所長)



危機管理監 市長 河川部長 事務所長  
記念撮影

## 東北地方整備局 國友河川部長



秋田地区河川防災ステーションが登録となりました。秋田市におきましても、古川周辺が度々浸水し、被害が発生していることを踏まえ、流域治水における防災拠点の整備としても必要とされています。秋田市は雄物川と強い結びつきを持つ地域であり、平常時も河川防災ステーションを活用し新たな賑わいの場の創出にもつながればと考えております。

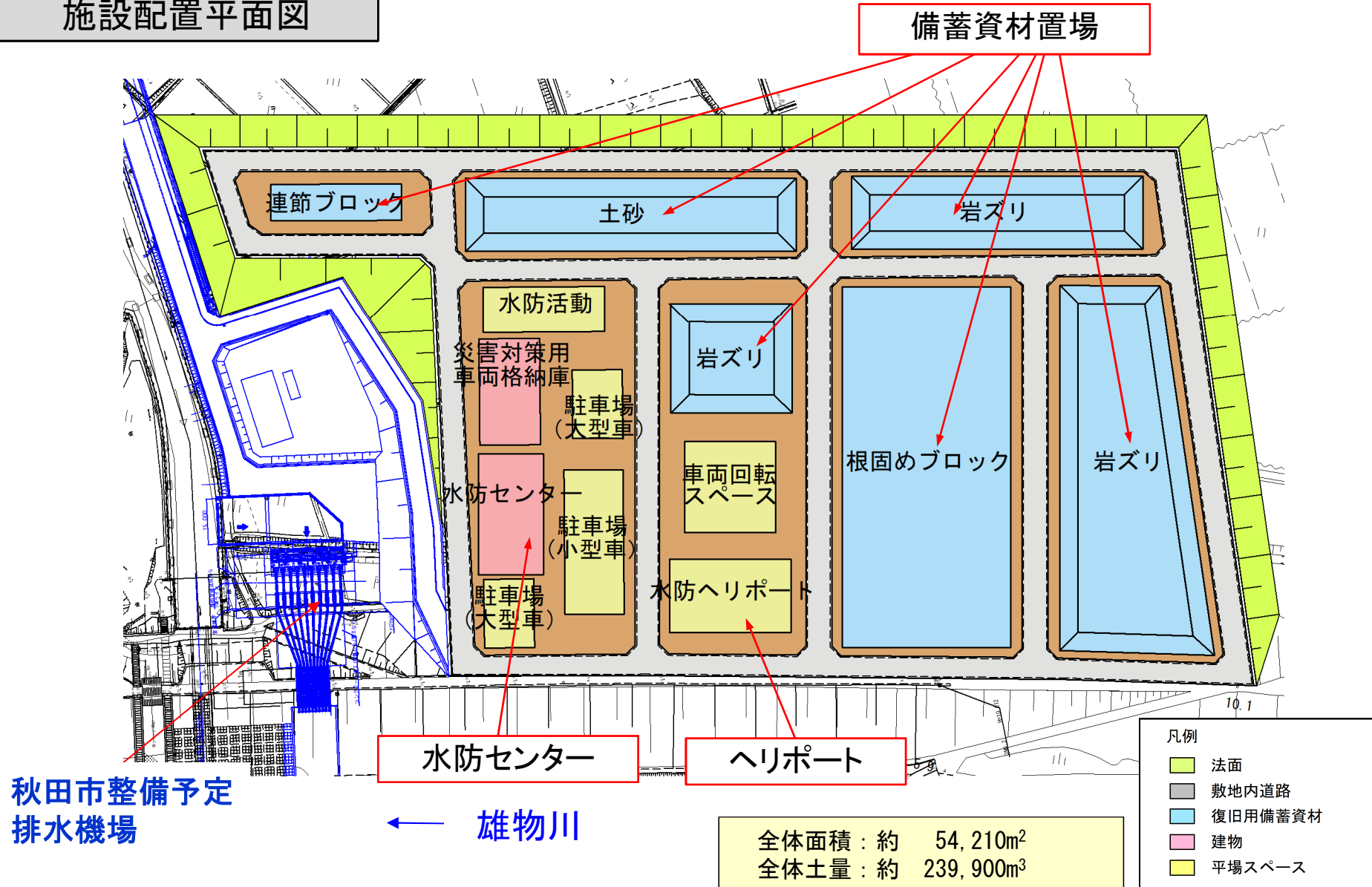
## 穂積秋田市長



「秋田地区河川防災ステーション」は、激甚化、頻発化する水災害から市民の生命と財産を守り、安全安心を確保していくための水防活動の拠点として、また、平素においては市民の憩いの場としても期待できることから、本施設が事業化できますことは、誠に喜ばしく思います。今後は、秋田河川国道事務所と連携を図りながら、整備スケジュールに基づき事業を進めてまいります。

# 秋田地区河川防災ステーション整備計画

施設配置平面図



注) 今後実施する詳細設計の結果、内容に若干の変更が生じる場合があります。

## ■ 整備の主体

【国交省】 河道掘削土を活用し河川防災ステーションを整備

【秋田市】 水防センターを整備

## ■ 整備の効果

- 治水安全度の向上とあわせ、防災機能を強化
- 災害時における水防団の活動拠点としての機能や、周辺住民の緊急避難場所としても活用

## ■ 令和4年度

- 防災ステーション詳細設計及び用地調査を実施

## 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト第2弾(重点推進施策)

✓ **住民避難: 一人でも多くの方が、円滑に避難できるように** → リスクコミュニケーション※ツールの積極活用

※自然災害に関するリスクを題材として、あらゆる関係者(国、地方公共団体、指定公共機関に加え、民間企業や国民の皆様も含む)が、複数の主体間で行うコミュニケーション(情報共有、意見交換、協働など)

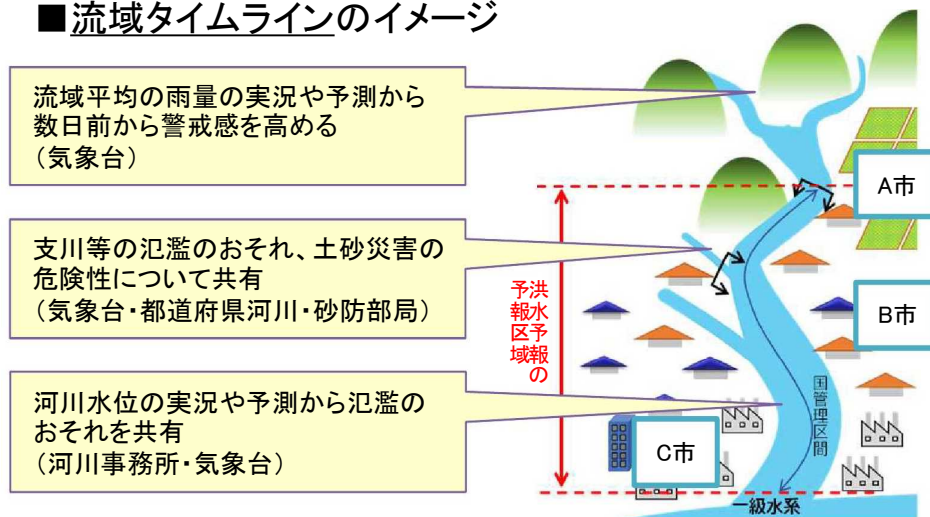
＜河川・気象の行動のきっかけとなる情報をまとめた流域タイムラインを作成・活用！＞

- ・ 河川・気象情報の提供やこれを受けた市区町村による避難情報の発令など基本的な行動を時系列で整理するタイムラインを、流域などの単位で関係自治体をまとめて作成。
- ・ 河川の増水・氾濫時の更なる円滑な防災対応や訓練等に活用することで振り返りによる改善を実施。  
(不断の改善により防災対応をブラッシュアップ)

＜台風接近時等のWEB会議ツールによる危機感の共有を実施！＞

- ・ 市区町村による避難情報発令などの防災対応を支援するため、河川事務所、気象台のほか、都道府県の河川・砂防部局とも連携し、WEB会議ツールを活用することで防災情報や危機感の共有、流域自治体の対応状況等を関係者で一斉に共有

### ■流域タイムラインのイメージ



### ■水害対応タイムラインと法定計画との関係

領域	法定計画等 (策定主体)	タイムライン
流域	国土交通省 防災業務計画等 (地方整備局、河川事務所等)	①流域タイムライン (多機関連携型タイムライン)
市区町村	地域防災計画 (市区町村)	②市区町村タイムライン (多機関連携型タイムライン)
地区	地区防災計画 (自治会、自主防災組織)	コミュニティタイムライン
個人、事業者等	避難確保計画(要配慮者利用施設) 個別避難計画(要配慮者)	③マイ・タイムライン (デジタル・マイ・タイムライン)

「出水対応の心得」フォルダ内の既往タイムライン⇒

避難情報着目型タイムライン  
(多機関連携型タイムライン)

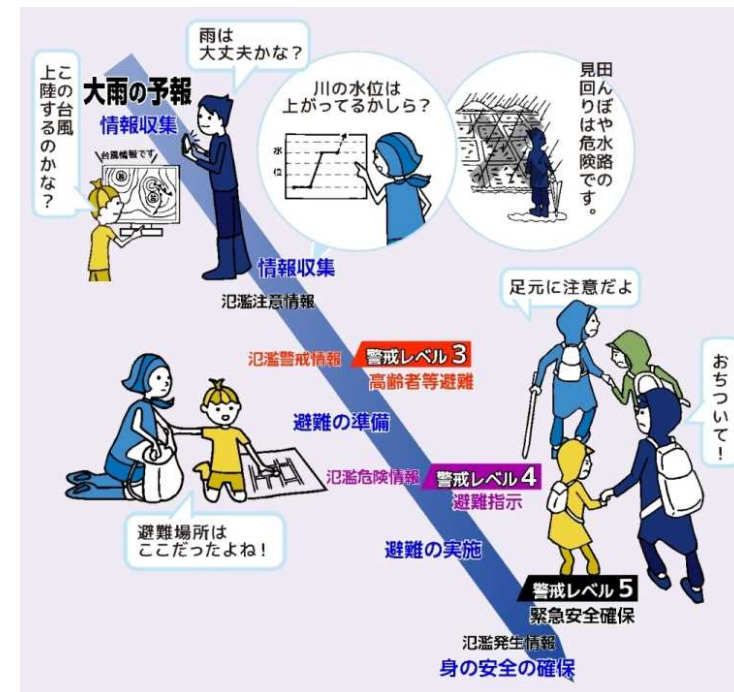
従来



## デジタル・マイ・タイムライン



デジタル機器



マイ・タイムライン

# マイ・タイムラインをスマホでつくる、つかう

## ○紙のマイ・タイムライン

- ・ **地域の危険**
- ・ もしものときの**行動計画**等をあらかじめ確認



- ・ せっかく作った、マイ・タイムラインが**みつからない**、
- ・ **いつの間にか**、周囲が危険な状況になっている、
- ・ **様々な防災情報**を確認するのが大変、



	行政情報	住民等(例)	作成のポイント
↑ 水位等の状況把握しつつ、避難に要する時間に応じて避難行動を開始する時期	○要支援者施設に洪水予報(はん蓋注意情報)を伝達	○隣町の親戚の家に家族みんなで避難することを電話 ○携帯電話の充電 ○川の水位をインターネットで確認 ○通行止め情報がないかインターネットで確認	移動中に情報を収集できるように、携帯電話等の充電をおきましょう。 避難を開始する前に、交通情報や渋滞情報、地域の浸水情報などを収集しましょう。
	○避難所開設 ○避難準備・高齢者等避難開始発令 ○大雨特別警報 ○暴風警報 ○洪水予報発表はん蓋警戒情報	○隣町への避難の開始を判断 ○携帯メール等で避難準備情報の受信 ○移動に時間のかかる人は、市内の指定避難所への避難開始を判断 ○市内の高台への避難の開始を判断 ○市内の指定避難所への避難を判断	避難する場所が遠い場合は、早めに避難行動を開始することも考えましょう！ 移動中も市からの情報に常に収集しましょう。防災行政無線や広報車などでも情報は提供されています。
↑ 身の安全を	○洪水予報発表はん蓋危険情報 ○緊急連絡メール 河川氾濫の	○川の水位をインターネットで確認 ○携帯メールで緊急連絡メールを受信	避難が完了しても、情報は収集しておきましょう。

## マイ・タイムラインのワークショップ

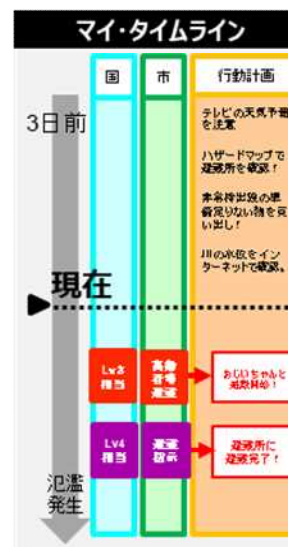
ワークショップで考えたマイ・タイムラインをスマホに登録

防災情報を自動的に通知  
(プッシュ通知)

今がマイ・タイムラインのどの段階か一目で確認

支援が必要な方のマイ・タイムラインを共有

など



デジタル・マイ・タイムライン  
のイメージ

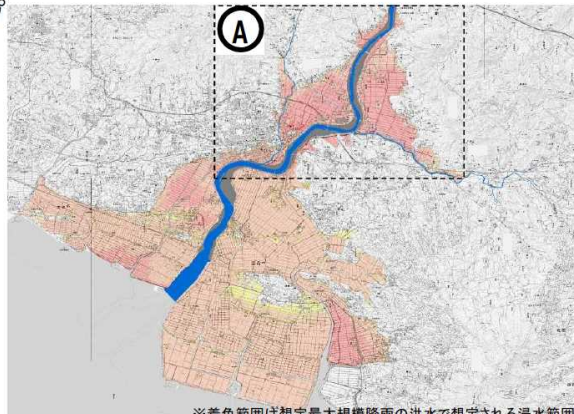
マイ・タイムラインが必要な時に役立つ = 適切な避難

## 水害リスク情報の充実(水害リスクマップ(浸水頻度図)の整備)

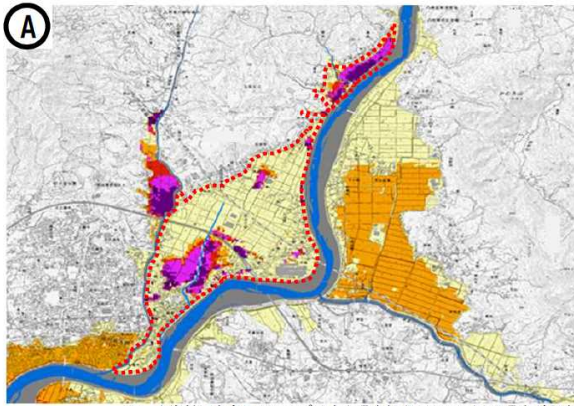
- 従来、想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を促進。
- 今後は、これに加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進。

### 水害リスク情報の充実

#### ○水害ハザードマップ



#### ○水害リスクマップ<sup>※1</sup>



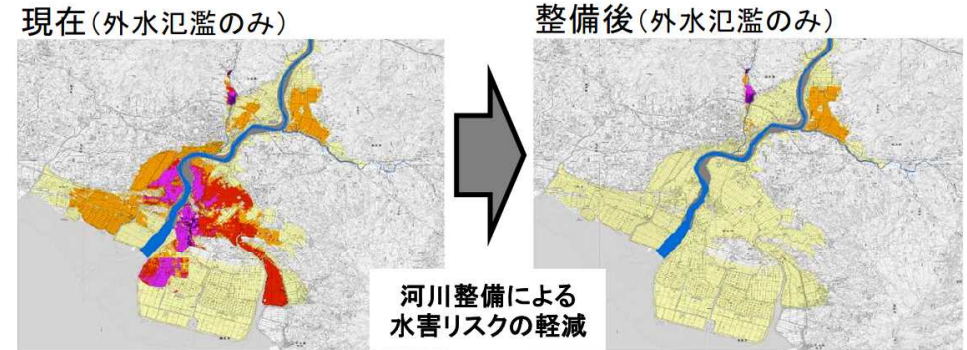
..... 内水氾濫浸水解析対象範囲

※2 上記凡例の( )内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です。

### 水害リスクマップの活用イメージ

現在の水害リスクと今後実施する河川整備の効果を反映した将来の水害リスクを提示し、以下に取り組む

- 住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進
- 企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧を図る



【令和4年度の国土交通省としての取組】

- ・全国109の一級水系において、外水氾濫を対象とした水害リスクマップの作成を完了させるとともに、先行して、特定都市河川や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組む地区において、内水も考慮した水害リスクマップを作成

# 「特定都市河川」の指定について

流域治水関連法改正の背景・必要性

気候変動の影響

## 速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急を実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施  
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
- 〔 国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応 〕

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

## 将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「**流域治水関連法**」の整備が必要



流域治水のイメージ

## 特定都市河川の指定要件の見直し

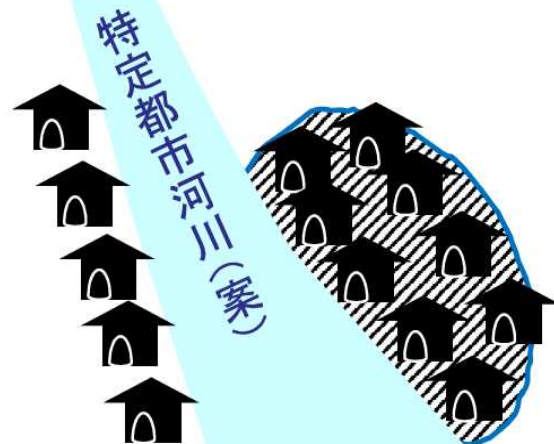
- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件<sup>(※)</sup>である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。(※) 現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

### 【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

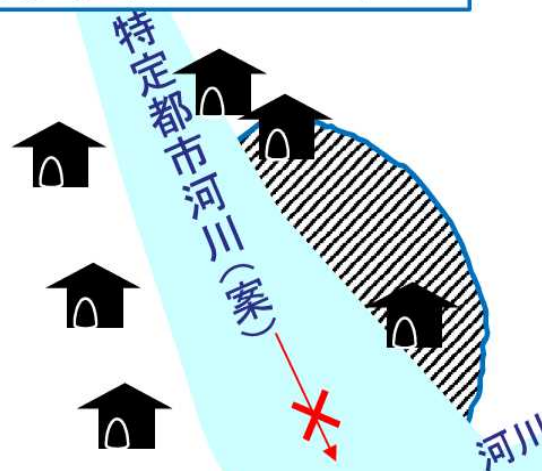
### 指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

#### ①市街化の進展



家屋連担等により河道拡幅困難

#### ②接続する河川の状況



接続する河川の水位が高い際支川からの排水困難

#### ③周辺地形その他の自然的条件



狭隘部により流下困難  
その他地質、自然条件等

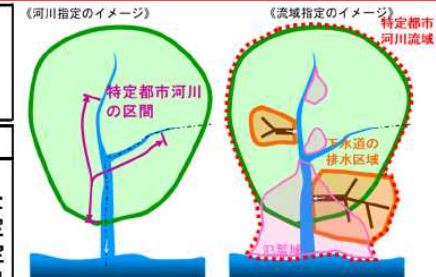
# 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定要件の見直し

- 特定都市河川の指定に当たっては、以下の①～③の3つの要件を総合的に勘案し、その全てに該当する場合に指定されたい。
- ① **都市部を流れる河川**：市街化区域等(家屋が連坦した地域の中心部や役場の立地する地域を含む)の人口・資産が集積した区域を流れる河川である
  - ② **著しい浸水被害の発生又はそのおそれ**：水防法第14条第1項及び第2項の各号に該当する洪水浸水想定区域の指定対象となる河川である
  - ③ **河川整備のみでは浸水被害の防止が困難**：個別の河川の整備状況、事業計画、事業進捗の見通しに加え、流域の市街化の進展の状況、当該河川が接続する河川の状況、当該都市部を流れる河川の周辺の地形の状況、それらの将来の見通しを踏まえ、河道又は洪水調節ダムといった従来の整備手法のみによる浸水被害の防止が費用対効果、技術的可能性、社会的影響等を勘案して困難な以下のいずれかに該当する河川である
    - (i) **流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね5割以上**であり市街化が著しく進展している河川
    - (ii) **接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される**河川
    - (iii) **地形(狭窄部、天井川)や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川**

法律(下線部追加)	従前	考え方	改正(施行通知)	考え方
①都市部を流れる河川	流域の市街化率が概ね5割以上	市街化の進展により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を対象として「大」都市部を念頭	<b>市街化区域等(家屋が連坦した地域の中心部や役場の立地する地域を含む)の人口・資産が集積した区域を流れる</b>	近年の地方都市等における水害を踏まえた法改正により自然的条件等により困難な河川を対象に追加したことから、 <b>守るべき人口・資産が集積した地方都市まで拡大</b>
②著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ	過去の実績又は想定される年平均水害被害額が10億円以上	全国の1級水系の平均以上、総合治水実施河川の実績から設定	<b>水防法第14条第1項及び第2項の各号に該当する洪水浸水想定区域の指定</b>	水防法改正により防護対象のある河川においては洪水浸水想定区域指定することとなったことから、水防法改正内容と整合をとった要件とする
③河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難	市街化の進展の状況を考慮した場合、河道又は洪水調節ダムといった従来の整備手法のみによる浸水被害の防止が、費用対効果等を勘案すると現実的でない	市街化の進展により困難であることを定義していたため、用地買収・補償等から検討	<b>(i)流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね5割以上であり市街化が著しく進展している河川</b> <b>(ii)接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される河川</b> <b>(iii)地形(狭窄部、天井川)や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川</b>	法改正により対象河川を追加したことにより要件を追加(流域の市街化率の算定は山地除きで行うことを可とする)

○降雨が当該特定都市河川に流出する区域(当該特定都市河川に雨水を排除する下水道(以下「特定都市下水道」という。)の排水区域(以下「集水域」という。))に加え、当該特定都市河川からの氾濫が想定される区域(以下「氾濫想定区域」という。)のうち集水域を越える区域がある場合は、当該区域も含め特定都市河川流域に指定されたい

従前	考え方	改正(施行通知)	考え方
特定都市河川の集水域と流入する下水道の排水区域を指定	市街化の進展による流出増対応を主眼においているため集水域を対象	降雨が当該特定都市河川に流出する区域の排水区域に加え、当該特定都市河川からの氾濫が想定される区域のうち集水域を越える区域がある場合は、当該区域も含め特定都市河川流域に指定	法改正により浸水想定区域での土地利用規制も含めて浸水被害を防止することとしたため、流域に氾濫域を追加。(想定氾濫域は都市浸水想定を基本とし、想定最大規模の洪水浸水想定区域や雨水出水浸水想定区域を指定することも可)



※特定都市河川からのはん濫が想定される区域が自然流域に含まれていない場合には、当該はん濫想定区域を含んで特定都市河川流域として指定することもできる。

## (1) 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 計画策定の対象河川に、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件により被害防止が困難な河川※を追加**（全国の河川に拡大）

※バックウォーター現象のおそれがある河川、狭窄部の上流の河川等

（特定都市河川法）

## (2) 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**（協議会）、**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用等**を協議
- 協議結果を**流域水害対策計画に位置付け** ➡ **様々な主体が流域水害対策を確実に実施**

### 【協議会のイメージ】



### 【流域水害対策計画の拡充】

- 河川管理者による河道等の整備に加えて、流域における雨水貯留浸透対策などで被害防止

#### 現行

- **河川・下水道管理者**による雨水貯留浸透対策が**中心**

#### 追加

- **地方公共団体と民間**による雨水貯留浸透**対策の強化**（地方公共団体の施設と認定民間施設による分担貯留量の明確化）
- **土地利用の方針**（保水・遊水機能を有する**土地の保全**、著しく危険なエリアでの**住宅等の安全性の確保**）

（特定都市河川法）



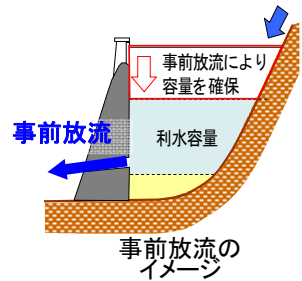
## 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

### (1) 河川・下水道における対策の強化

#### ◎ 中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する**法定協議会を設置**。**利水ダム**の**事前放流の拡大**を協議・推進（河川法）



※予算：・二級水系の事前放流に伴う損失補填  
・河川管理者による放流施設整備  
※税制：放流施設に係る固定資産税非課税措置

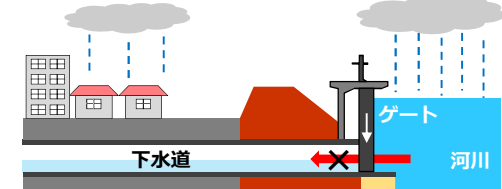
- **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨を計画に位置付け**、整備を加速（下水道法）

- 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への**逆流等を確実に防止**（下水道法）

<下水道整備による浸水対策の例>



<樋門による逆流防止のイメージ>



### (2) 流域における雨水貯留対策の強化

- 沿川の**保水・遊水機能を有する土地**を、**貯留機能保全区域**として確保（盛土行為等に対する届出義務と勧告）（特定都市河川法）



貯留機能保全区域のイメージ

- 貯留浸透に資する**都市部の緑地を保全**し、水害の被害を軽減する**グリーンインフラ**として活用（都市緑地法）



グリーンインフラのイメージ

- **認定制度、補助、税制特例、地区計画**等を駆使して、官民による**雨水貯留浸透施設**の整備を推進（特定都市河川法、下水道法、都市計画法）

<雨水貯留浸透施設整備のイメージ>



法律補助で、地方公共団体による整備を促進（※予算関連）

都道府県知事等の認定（法律補助や固定資産税軽減）で、民間による整備を促進（※予算関連・税制）

地区計画に位置づけることで、施設の整備を担保

### 3. 被害対象を減少させるための対策【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法、国土交通省 国土政策局】

#### 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

##### ① 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認 (特定都市河川法)

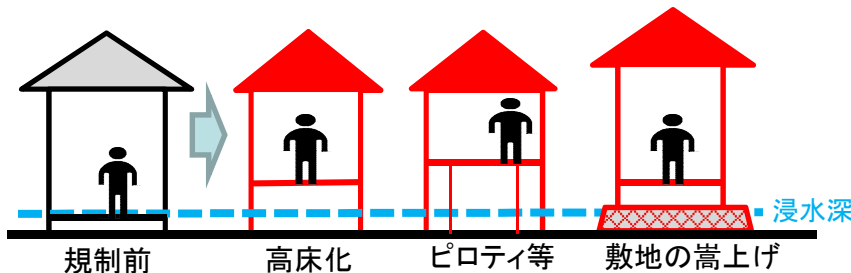
- 浸水被害の危険が著しく高いエリア
- 都道府県知事が指定
- 個々の開発・建築行為を許可制に  
(居室の床面の高さが浸水深以上、建築物が倒壊等しない安全な構造)  
※平成30年7月豪雨では、死亡者の多くが住宅で被災



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

##### ② 地区単位の浸水対策を推進 (都市計画法)

- 地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い防災まちづくり
- 地区計画のメニューに居室の床面の高さ、敷地の嵩上げ等を追加



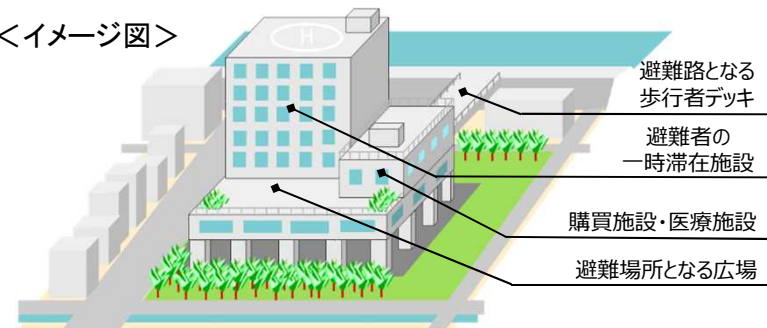
##### ③ 防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリアから安全なエリアへの移転を促進 (防集法) (※予算関連)

- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充  
【現行の区域】 災害が発生した地域・災害危険区域  
【追加】 浸水被害防止区域のほか、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を追加
- 事業の担い手を都道府県・URに拡充  
  - ① 都道府県による事業の計画策定
  - ② URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化

##### ④ 災害時の避難先となる拠点の整備 (都市計画法)

- 水災害等の発生時に住民等の避難・滞在の拠点となる施設を都市施設として整備 (※予算関連)

<イメージ図>



## 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策【水防法、土砂災害防止法、河川法】

### (1) リスク情報空白域の解消

- 想定最大規模の洪水、雨水出水、高潮に対応した**ハザードマップ作成エリア**（浸水想定区域）を、現行の大河川等から住家等の**防御対象のあるすべての河川流域、下水道、海岸に拡大**（水防法）

- ※ 令和元年東日本台風では、阿武隈川水系の中小河川において、人的被害が発生
- ※ 浸水想定区域を設定する河川の目標数  
（現在）約2,000河川 ⇒ （今後）約17,000河川（2025年度）

### (2) 要配慮者施設に係る避難の実効性確保

- 要配慮者施設に係る**避難計画や避難訓練**に対し、**市町村が助言・勧告**

（水防法、土砂災害防止法）

- ※ 令和2年7月豪雨により、避難計画が作成されていた老人ホームで人的被害が発生。

### (3) 被災地の早期復旧

- 国土交通大臣による**権限代行の対象を拡大**（河川法）

#### 【対象河川】

- ・ 都道府県管理河川  
（1級河川の指定区間、2級河川）
- （追加）  
・ **市町村管理河川**  
（準用河川）

#### 【対象事業】

- ・ 改良工事・修繕
- （追加）  
・ **災害で堆積した河川の土石や流木等の排除**



国が準用河川の災害復旧を代行することが想定される例  
（平成29年九州北部豪雨(福岡県・筑後川水系)）